

地方独立行政法人さんむ医療センター役員報酬等規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 3 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、常勤の理事長及び理事は年俸とし、非常勤の理事及び監事については非常勤役員手当とする。ただし、役員が法人の職員を兼ねるときの役員報酬は、地方独立行政法人さんむ医療センター職員給与規程（平成22年規程第7号。以下「職員給与規程」という。）の規定により支給される給与及び役員手当とする。

2 前項の年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

(報酬の支給)

第 3 条 月例年俸は、毎月 1 回次条に規定する当該役員の月例年俸の額の12分の 1 の額を支給する。

2 業績年俸の額は、次条に規定する当該役員の業績年俸の額に、当該役員の業績（地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案したものとする。以下同じ。）を踏まえ、100分の80から100分の120までの範囲内で理事会で決定した割合を乗じて得た額とする。

3 業績年俸は、6 月及び 12 月に、それぞれ前項の規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額を支給する。

(年俸等)

第 4 条 年俸の額は、次のとおりとする。

区分	月例年俸	業績年俸
理事長	11,400,000 円	3,600,000 円
理事	6,000,000 円	2,010,000 円

2 理事長が診療に従事する場合には、医師手当として月額 400,000 円を、前項で規定する月例年俸額の 12 分の 1 の額に加算し支給する。

3 第 2 条ただし書に規定する役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 理事長 月額 70,000 円

(2) 理事 月額 30,000 円

(通勤手当)

第5条 常勤の役員の通勤手当の額及び支給については、法人の職員（以下「職員」という。）の例による。

(非常勤職員の報酬等)

第6条 非常勤役員手当の基準額は、日額13,000円とする。

2 理事長は非常勤役員の職務や業績等を考慮し、第3条第1項及び第4条第1項に定める理事の月例年俸の毎月の支給額を20で除した日額相当額を上限として、前項の手当額を決定することができる。

2-3 非常勤の役員には、第1項または第2項に定める額のほか、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(退職手当)

第7条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。ただし、役員が職員を兼ねるときは、地方独立行政法人さんむ医療センター職員退職手当規程に基づき支給する。

(旅費)

第8条 役員が職務のために旅行した場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給については、職員の例による。

(その他)

第9条 役員の報酬及び退職手当の支給については、この規定に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。